

今般の改正と 変わる在職老齢年金の 説明ポイントを押さえよう

内山FP総合事務所(株)代表取締役
ファイナンシャル・プランナー
(1級FP技能士、CFP®)
内山 貴博

来年4月に迎える改正の概要や、在職老齢年金制度の説明方法を解説します。

1 在職老齢年金の変更点を軸に 年金改正について押さえよう

70 歳までの就業確保が努力義務となるなど、企業側にとって60代の従業員の雇用は大きな経営課題となりそうです。合わせて、従業員側も「60歳以降どのような働き方をすべきか?」「いつまで働く必要があるのか?」など、ライフプランと向き合うことを求められます。

会社勤務を継続しながら老齢厚生年金を受給する人も増えていきそうですが、その際にポイントとなるのが「在職老齢年金制度」です。

在職老齢年金とは、企業に勤めながら年金を受給する場合、年金額と月給・賞与額に応じて年金額が一部支給停止、または全額支給停止になる制度のことです。

お客様が不利益を被らないためにも、60歳〜65歳未満と65歳以降

に分けて、それぞれ制度内容を詳しく説明しましょう。

繰上げ受給する際も 支給停止の対象になる

・60歳〜65歳未満の場合
老齢年金は原則65歳から支給開始ですが、生年月日等によっては60代前半も「特別支給の老齢厚生年金」が支給される場合があります。

また、繰上げ受給をすれば65歳前から受給でき、いずれも在職老齢年金による支給停止の対象となりますので、**図表1**の計算式を覚えておきましょう。なお、今回は一般的なケースを中心に解説しています。

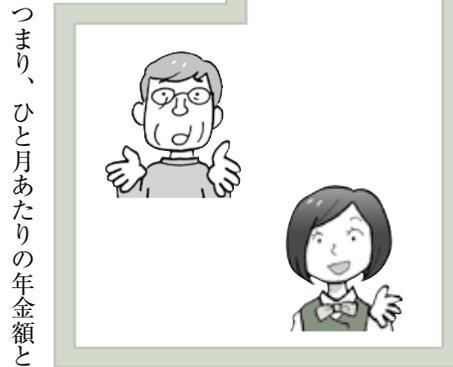
年金額を12で割った額(基本月額)と月額給与と年間賞与を12で割った額(総報酬月額相当額)、

場合」は、引き続き在職老齢年金による支給停止の対象となります。
**2022年4月の改正で
基準が一律47万円に**

・2022年以降の改正について
なお、2022年4月より、60

歳〜65歳までの支給停止の対象となる額が、28万円ではなく、65歳以降と同じ47万円となります。60代前半の人にとっては、年金を受給しながら勤務しやすくなるといえます。

また、同じく2022年4月には「在職定時改定」が新設されま



つまり、ひと月あたりの年金額と会社から受け取る報酬額が28万円以下であれば支給停止額は0円で、年金は全額支給されます。

一方、28万円を上回る場合、原則として上回った額の2分の1が支給停止となります。(図表2)

この場合、支給停止の対象となるのは老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は全額受給できます。

・65歳以降の場合
65歳以降と60代前半の大きな違いは、引かれる額が28万円から47万円となる点です。

70歳以降は、厚生年金の被保険者ではなくりますが、「厚生年金保険の適用事業所に勤めている

す。これまで見てきたように、勤務には厚生年金保険料の負担が伴います。厚生年金は加入期間が長いほど受け取れる年金額が多くなる仕組みですが、現行制度では、就労かつ年金受給中に保険料を払った期間の分は、厚生年金被保険者の資格を喪失後(退職等)に反映されます。

一方、在職定時改定導入後は、年に1回、就労継続中でも厚生年金額の見直しが行われるようになります。早期に年金額に反映され、しかも退職する必要もないため、一段と働きやすくなります。ただし、定時改定で年金額が増額することで、これまで支給停止の対象ではなかった人が対象となることも考えられますので、その点は要注意です。

年金がカットされない範囲で働くのか、一部または全額支給停止を受け入れるのか。その時点での金融資産や今後の生活スタイル、さらには税金面や健康保険料の点など、視野を広げて検討する必要があります。

図表1 在職老齢年金による支給停止額の計算式

・60歳〜65歳未満	支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28万円) ÷ 2
・65歳以降	支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) ÷ 2

図表2 60代前半で報酬額が28万円を超えた場合の計算例

